

令和3・4年度入札参加資格審査申請要領

【測量・建設コンサルタント等】

大阪府泉南郡田尻町

I 申請ができる者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- 2 国税及び地方税を滞納していない者
- 3 営業を行うことにつき法令等の規定により官公署の免許、許可、認可等を必要とする場合にあっては、当該免許、許可、認可等を受けている者

II 申請（オンラインのみ）

- 1 申請期間 令和3年1月20日（水）から令和3年2月12日（金）まで
※オンラインのみでの申請になります。
※申請サイトの利用は期間中24時間利用できます。
※申請に関する電話での問い合わせは、土・日・祝日を除く平日9:00～17:00の時間帯となります。
- 2 申請方法 オンラインでの申請となります。
※1月6日（水）から申請用サイトURLを公開予定
- 3 その他 **田尻町内業者の方**で、オンライン申請が難しいと思う方は、田尻町役場総務部総務課契約検査室までご相談下さい。

III 有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

IV 申請に必要な書類

「別表」のとおり

V その他の注意事項

- 1 申請が完了した方については、資格審査の上、適格と認めた場合にのみ、令和3年4月1日付けで本町に登録します。なお、その結果については令和3年4月上旬に町ホームページにて掲載します。
- 2 申請内容に変更が生じた場合は、速やかにオンラインによる変更申請を行って下さい。
- 3 資格審査申請書は、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」において、両方を申請することはできません。
- 4 本申請は泉州南消防組合の入札参加資格審査申請を兼ねるものであり、審査後、泉州南消防組合発注の入札参加資格を有することとなります。

VI 資格の取消

申請（申請に必要な書類を含む。）に虚偽の申請があった場合、廃業した場合、申請者要件に該当しなくなった場合は、入札参加資格を取り消します。また、その他資格要件に欠格が生じた場合には、入札参加資格を取り消すことがあります。

VII 問い合わせ先

田尻町役場 総務部 総務課 契約検査室 (〒598-8588 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1)

電話 072(466)5002(直通)

FAX 072(466)8725

※申請に関する電話での問い合わせは、土・日・祝日を除く平日9:00~17:00の時間帯となります。

別表（測量・建設コンサルタント等）

	書類の名称	申請データ (様式)	申請区分		備考
			町内	町外	
1	入札参加資格審査申請書	Excel	○	○	
2	登録証明書	PDF	○	○	営業に関して必要な登録、3ヶ月以内の証明のもの 但し、測量業者の登録証明書は、6ヶ月以内のものでも可 とします。
3	現況報告書	PDF	○	○	建設コンサルタント及び地質調査登録業者のみ
4	測量等実績調書	PDF (様式1)	○	○	※同等の様式可 ・直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した 主な未完成業務について作成して下さい。 ・下請の場合は、「注文者」の欄には元請業者名を記載 し、「業務名」の欄には下請業務名を記載して下さい。
5	使用印鑑届	PDF (様式2)	○	○	契約の締結、代金受領等に使用する印鑑及び実印
6	委任状	PDF (様式任意)	○	○	見積、入札、契約、代金受領、JV等の権限を代理人に委任 する場合
7	印鑑証明書	PDF	○	○	法人の場合は法務局、個人の場合は市区町村長発行分の もの(3ヶ月以内の証明のもの)
8	商業登記簿謄本	PDF	○	○	法人の場合のみ登記簿謄本(3ヶ月以内の証明のもの)
9	営業所一覧表	PDF (様式3)	○	○	※同等の様式可 ・「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時契約を 締結する事務所を記載して下さい。 ・「許可を受けた業種」の欄には、当該営業所において 営業(契約)する業種名を略号で記載して下さい。
10	技術者経歴書	PDF (様式4)	○	○	※同等の様式可 ・技術者は、雇用期日を特に限定することなく雇用して いる者で、二以上の資格を有する者は、その者のすべ ての資格とします。ただし、同一資格の場合は上位資 格のみとします。(例 1級建築士と2級建築士を有 する場合は、1級建築士のみとして下さい。)
11	納税証明書	PDF	○	○	別紙1-1のとおり
12	主要取引金融機関名	PDF (様式5)	○	○	※同等の様式可 取引のある金融機関のうち、主要なものを記入して下さい。
13	表彰状・感謝状	PDF	○	●	過去の業務や完工物が表彰等を受けた場合
14	会社更生法等決定通知	PDF	○	○	会社更生法、民事再生法等の適用を裁判所で決定された 場合のある者のみで、そのことが判る書類
15	誓約書	PDF (様式6)	○	○	田尻町暴力団等排除条例抜粋を熟読の上記入し、使用印 鑑届の実印を押印して下さい。
16	事務所・作業場カード	PDF (様式7)	○	●	

(注)1…町内業者とは田尻町内に本店を設けている法人及び田尻町内に住所を有する人をいい、その他の業者及び個人は町外業者とします。

2…申請区分欄の●は、田尻町内に支店(営業所)等を設置している町外業者のみ必要とする書類を示します。

別表1-1 納税証明書

	納税証明書の種類	町内業者	町内に支店 (営業所)等 を設置して いる町外業 者	町外業者	備考
法人	法人税 消費税及び地方消費税	○	○	○	様式その3の3
	法人事業税等	○	○	○	未納のないことが確認できる書類(全税目)
	法人町民税等	○	田尻町分○	—	町外業者で田尻町に納税義務のある方は、未納のないことが確認できる書類(全税目)を添付して下さい。
個人	所得税 消費税及び地方消費税	○	○	○	様式その3の2
	個人事業税等	○	○	○	未納のないことが確認できる書類(全税目)
	個人町府民税等	○	田尻町分○	—	町外業者で田尻町に納税義務のある方は、未納のないことが確認できる書類(全税目)を添付して下さい。

※1…納税証明書は、申請日より3ヶ月以内の証明書に限ります。契約を委任されている支店等は、本社及び支店等の納税証明書を添付して下さい。

2…消費税及び地方消費税等の国税の納税証明は、税務署の指定する「様式その3の3」又は「様式その3の2」を申請して下さい。

3…都道府県税の納税証明は、課税されている全ての税目に対し未納のないことが確認できる証明を申請して下さい。

4…田尻町税の納税証明は、課税されている全ての税目に対し未納のないことが確認できる証明を申請して下さい。条件付きの納税証明の場合、完納の確認をしますので受理できない場合があります。

全ての税目とは、固定資産税、軽自動車税等のことです。

5…法人の場合は、未納がないことを確認できる証明書で構いません。

6…事業税については、未納のないことが確認できる書類をお願いします。

7…事業税については、支店登録の場合は本店・支店の都道府県が違う場合のみ本店・支店両方の証明が必要になります。

登録希望業種一覧表 (測量・建設コンサルタント)

業種番号	業種名	業種番号	業種名
1	建設コンサルタント (河川砂防及び海岸・海洋)	19	建設コンサルタント (建設環境)
2	建設コンサルタント (港湾及び空港)	20	建設コンサルタント (建設機械)
3	建設コンサルタント (電力土木)	21	建設コンサルタント (電気・電子)
4	建設コンサルタント (道路)	22	測量 (測量一般)
5	建設コンサルタント (鉄道)	23	測量 (地図の測量、調整)
6	建設コンサルタント (上水道及び工業用水道)	24	測量 (航空測量)
7	建設コンサルタント (下水道)	25	測量 (その他)
8	建設コンサルタント (農業土木)	26	建築 (建築設計・監理)
9	建設コンサルタント (森林土木)	27	建築 (設備設計・監理)
10	建設コンサルタント (水産土木)	28	建築 (その他)
11	建設コンサルタント (廃棄物)	29	補償 (物件、家屋等)
12	建設コンサルタント (造園)	30	補償 (権利調査)
13	建設コンサルタント (都市計画及び地方計画)	31	補償 (その他)
14	建設コンサルタント (地質)	32	補償 (不動産鑑定)
15	建設コンサルタント (土質及び基礎)	33	補償 (登記手続)
16	建設コンサルタント (鋼構造及びコンクリート)	34	地質調査業務
17	建設コンサルタント (トンネル)	35	環境調査業務
18	建設コンサルタント (施工計画・施工設備及び積算)	36	その他

※網掛け業種…前回申請時から変更された種目となりますのでご注意ください。